

福山大学情報倫理規程

平成 27 年 4 月 1 日制定 規程第 86 号

(目 的)

第 1 条 この規程は、福山大学（以下「本学」という。）の情報資産の利用に関するルールを定めることにより、利用者の倫理を保持し、情報資産の安全、円滑及び適正な利用を促進し、もって本学の教育、研究、社会連携・貢献及び大学運営（以下「教育等」という。）の充実を図ることを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この規程において「情報資産」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 本学が所有及び管理する情報ネットワーク、コンピュータ、それらに接続された情報関連機器
- 二 本学の教職員、学生等が所有及び管理する情報ネットワーク、コンピュータ、それらに接続された情報関連機器で、第一号に接続されているもの
- 三 情報ネットワーク、コンピュータ、それらに接続された情報関連機器で、本学の情報を扱うもの
- 四 情報ネットワーク、コンピュータ、それらに接続された情報関連機器で、本学を呼称しての本学外への情報発信、本学を呼称しての本学外への情報サービスを行うもの
- 五 第一号から第四号において用いられるソフトウェア
- 六 本学の教職員、学生等が業務上又は修学上取得及び作成した情報で、第一号から第四号に記録されたもの
- 七 本学の教職員、学生等が業務上又は修学上取得及び作成した情報で、第一号から第四号で利用できる電磁的記録媒体に記録されたもの

2 この規程において「利用者」とは、本学が所有又は管理する情報資産に対する利用資格を与えられている者をいう。

(心得及び責務)

第 3 条 利用者は、本学の教育等の充実を図ることを目的として情報資産を利用し、その管理及び運用に協力しなければならない。

- 2 利用者は、他者の権利利益に配慮し、これを尊重しなければならない。
- 3 利用者は、情報資産の利用に係る行為に対して、十分な注意を払わなければならない。

(遵守事項)

第4条 利用者は、情報資産の利用において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- 一 情報資産を毀損し、又は混乱させる行為
 - 二 他の利用者による情報資産の利用に支障を及ぼす行為
 - 三 本学における教育等に支障を及ぼす行為
 - 四 第5条に規定する福山大学情報倫理委員会が不適切とする行為
 - 五 その他、他者の権利利益を害する行為、又は、虚偽の情報及び公序良俗に反する情報を発信する行為
- 2 利用者は、情報資産の利用において、「学校法人福山大学学生、教職員個人情報保護規則」を遵守しなければならない。
 - 3 利用者は、情報資産の管理及び運用について定めた全学、各学部及び各施設等で定めた情報資産の利用に関する規則等に従わなければならない。
 - 4 利用者は、情報資産の利用において、「サイバーセキュリティ基本法」(平成26年法律第104号)、「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」(平成11年法律第128号)、「著作権法」(昭和45年法律第48号)、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)その他の関係法令を遵守しなければならない。

(情報倫理委員会)

第5条 本学に、情報資産に関することについて審議するため、福山大学情報倫理委員会(以下「情報倫理委員会」という。)を置く。

- 2 情報倫理委員会については、別に定める。

(情報セキュリティ管理者)

第6条 本学に、情報セキュリティ管理者を置く。

- 2 前項の任命については、別に定める。

(事故及び障害の報告)

第7条 利用者は、情報セキュリティに関する事故、情報漏洩、情報資産の改ざん、誤動作、不審な動作その他の事故及び障害を発見した場合には、情報セキュリティ管理者に直ちに報告しなければならない。

(補 則)

第8条 この規程に定めるもののほか、情報倫理に関し必要な事項は、情報倫理委員会が定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。